

姉妹都市合同プロモーションイベント企画運営業務仕様書（案）

1 委託業務名

姉妹都市合同プロモーションイベント企画運営業務

2 委託期間

契約日から令和8年1月30日まで

3 業務の目的

愛媛県最大都市である松山市の中心部でプロモーションイベント（以下「イベント」という。）を実施することを通じて、メインターゲットとなる松山市及び圏域の住民に対し、宇和島市と仙台市、その他の姉妹都市の広報・PRをするとともに、イベントを通じて宇和島市、仙台市への誘客につなげようとするもの。

4 開催概要

（1）日時

1日目：令和7年11月1日（土）午前10時00分～午後5時00分

2日目：令和7年11月2日（日）午前10時00分～午後5時00分

（2）会場

松山市大街道2丁目エリア

（3）イベントの内容

①オープニングイベント

- ・仙台市長、宇和島市長の挨拶
- ・特産品販売ブース紹介
- ・両市長による特産品販売促進活動

②特産品販売ブース出展（仙台市及び宇和島市の特産品販売、PRブースなど）

③ゆるキャラ登場、ノベルティ配布などでの誘客

④コープえひめ松山三越店でのコラボフェアとの連携

（4）主催

宇和島市、仙台市

5 業務内容

（1）イベントの企画、調整、運営について

- ・イベントは、オープニングイベントと特産品販売ブース出展など前項（3）の構成される内容で企画・調整・運営を行うこと。
- ・企画にあたっては、業務の目的を踏まえたテーマ設定を行うこと。
- ・イベントが円滑かつ安全に運営されるよう全体調整を行い、感染対策、公衆衛生、危険防止策を十分に講じた会場全体のゾーニング、備品配置も含めた会場レイアウトを提

案し、委託者と協議のうえ決定すること。

- ・イベント参加を目的としない、通行者の導線確保について配慮すること。
- ・企画に基づいた実施運営マニュアルを作成のうえ、運営にあたること。
- ・イベントの企画にあたっては、下記の個別項目を踏まえること。

① オープニングイベント

- ・大街道2丁目エリア内にバックパネルを設けること。
- ・イベント構成には「仙台市長、宇和島市挨拶」「特産品販売ブース紹介」を含めること。また、本事業の目的達成やイベントのPR、集客に繋がるようなイベント構成があれば提案すること。
- ・イベントの装飾及び機材等は、イベント構成を踏まえて適切な内容を提案すること。
- ・進行にあたっては、タイムスケジュールを含む詳細な進行台本を作成し、当日の専属の進行者を選定し実施すること。
- ・出演者に応じた控えスペースを用意すること。

② 特産品販売ブース出展

- ・出展ブースは仙台市及び宇和島市で募集し、決定する。
- ・最大15ブースの出展ができるように準備すること。（出展ブースが減少した場合の費用面の対応を提示すること。）
- ・出展内容は、飲食販売、物品販売、展示・PR等を想定している。なお、冷凍・冷蔵品の販売も想定しているため、専用のストッカーを準備すること。
- ・ブース備品は「販売台ワゴン」「長机」「パイプ椅子」「冷凍、冷蔵ストッカー」「延長コード」を必須とする。なお、ブースの装飾備品（テーブルクロスやのぼり）は出展者が持参する。

③ ゆるキャラ登場、ノベルティ配布などでの集客

- ・着ぐるみの中に入る人員を確保すること。（155 cm～165 cm、性別問わず）
- ・イベント趣旨を踏まえた集客方法の提案すること。
- ・着ぐるみの着替えなどのための控えスペースを用意すること。

④ コープえひめ松山三越店でのコラボフェア

- ・コラボフェアの概要は松山三越 地下1階コープえひめで宇和島市・仙台市を中心とする姉妹都市の特産品を販売するもの。なお、コラボフェア開催にあたる調整などは本業務外とする。
- ・本業務の会場である松山市大街道2丁目エリアとコープえひめ松山三越店を相互に集客を促す提案をすること。

（2）会場の設営、管理、撤去について

- ・会場設営は10月31日（金）21時から、撤去は11月2日（日）20時以降とする。
- ・会場の設営後、撤去までの間、資材や機材、備品、消耗品、電源などの維持管理を適切に行うこと。
- ・会場設営、撤去（設営前の状態に復旧）を行うとともに、参加者が安全かつ快適に参加

できるように維持管理を適切に行うこと。

- ・会場装飾、会場のぼり、誘導等の製作、設置、撤去を行うこと。
- ・会場設営には、資材や機材、備品、消耗品、電源、ゴミ箱等を含めること。
- ・イベントで収集したごみは適切に処理すること。

(3) イベントに関する広報宣伝について

- ・イベント広報のための、ポスター、チラシ等を作成すること。
- ・広報媒体等を活用した数値に基づく効果的な広報宣伝を提案すること。なお、委託者も市政だよりやホームページ等において周知する。
- ・事業費に対する広報宣伝費用の割合は2割程度とすること。

(4) 会場運営スタッフ配置について

- ・イベント会場（周辺、駐車場を含む）の安全かつ円滑な運営を図り、会場内の警備、巡回、来場者の案内、誘導、清掃等を行うため、各所に適正な人員を配置すること。
- ・配置にあたっては、業務委託全体の総括者のほか、業務毎の担当者など、業務特性に応じた運営スタッフを配置することとし、事前にスタッフ配置計画を作成して、委託者の了解を得ること。

(5) その他

- ・委託者と調整し、必要に応じて関係機関（警察等）への届出、許可申請等を行うこと。
- ・来場者へのアンケートを実施し、イベントの感想等を収集すること。アンケートの設問項目や実施方法等については、委託者と協議すること。
- ・イベントに関する看板、サイン、広報媒体等に使用される素材などは、他者の著作権その他の権利が及ぶものは使用を避けること。
- ・受託者は、本仕様書に定めがない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術、アイデア等があるときは、提案限度価格の範囲内で積極的に提案すること。

6 成果品

成果品として、下記を委託者に提出すること。

- (1) 業務報告書紙媒体及び電子データ（報告書、写真データ）
- (2) 制作物の電子データ

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託事業者は、本業の全部又は一部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に宇和島市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①著作権法（昭和45年年法律第48号）上の諸権利の帰属

成果品に対する著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著

作者の権利)に規定するこれらの権利は宇和島市に帰属する。

ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託事業者と協議の上、決定するものとする。

なお、受託事業者が作成したポスター・チラシ等のデザインに対する著作権については、原則として宇和島市に帰属しないこととするが、業務上、宇和島市が使用する必要がある場合は、受託事業者に報告の上、使用することとする。

②目的物の改変

宇和島市は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託事業者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

ただし、受託事業者が作成したポスター・チラシ等のデザインに対する著作権については対象外とする。

③著作権の侵害に対する保証

受託事業者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。

④知的財産権

本事業により特許権等の知的財産権が生じた場合の権利の帰属は、原則として宇和島市とする。

(3) 機密の保持

受託事業者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密 情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

8 留意事項

委託業務の実施にあたっては、事前に宇和島市と十分協議を行うとともに、委託期間中も進捗状況及び今後の進め方等を宇和島市に随時報告するほか、必要に応じて打ち合わせを実施すること。

9 委託料の支払い

業務完了後の精算払いとする。

10 その他

受託事業者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。